附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十一号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改め、「第三条第二項及び」を削る。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第四十一号に掲げる公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項に規定する交付金（次項において単に「交付金」という。）については、なお従前の例による。

2　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（文部科学省組織令の一部改正）

第四条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号及び第三十五条第七号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

スポーツ基本法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十五号

スポーツ基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国民体育大会に係るものにあっては」及び「、全国障害者スポーツ大会に係るものにあっては厚生労働大臣が、それぞれ」を削る。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

検疫法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十六号

検疫法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十六条及び第二十六条の二、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十八条第二項、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十五条第一項並びに覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（検疫法施行令の一部改正）

第一条　検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二船舶の全部に対する衛生検査の項中「一五、六〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二五、二〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三二、四〇〇円」に、「三二、五〇〇円」を「三四、八〇〇円」に、「四四、五〇〇円」を「四八、三〇〇円」に、「五二、一〇〇円」を「五六、九〇〇円」に改め、同表航空機に対する衛生検査の項中「六、一〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一二、一〇〇円」に改め、同表人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中「二、七五〇円」を「二、九〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三、四五〇円」を「四、一〇〇円」に、「二、三五〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表船舶の全部に対する消毒の項中「四〇、九〇〇円」を「四三、三〇〇円」に、「七五、四〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「二三、五〇〇円」を「二四、六〇〇円」に改め、同表航空機に対する消毒の項中「二五、六〇〇円」を「二九、九〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同表貨物に対する消毒の項中「九、五〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表船舶の全部に対するねずみ族の駆除の項中「二〇三、五〇〇円」を「二一三、一〇〇円」に、「二七七、九〇〇円」を「二九〇、七〇〇円」に、「六六、三〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に改め、同表航空機に対するねずみ族の駆除の項中「六四、五〇〇円」を「七〇、六〇〇円」に、「二四、九〇〇円」を「二七、六〇〇円」に改め、同表船舶の全部に対する虫類の駆除の項中「三三、九〇〇円」を「三六、一〇〇円」に、「六一、四〇〇円」を「六六、八〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、同表航空機に対する虫類の駆除の項中「二二、六〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同表貨物に対する虫類の駆除の項中「九、六〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表視診、問診、触診、打診又は聴診による診察の項中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表予防接種の項中「一一、二〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、同表証明書の交付の項中「八三〇円」を「八八〇円」に改める。

別表第二の二病原体の有無に関する検査の項中「二、三五〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表視診、問診、触診、打診又は聴診による診察の項中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表予防接種の項中「三、〇五〇円」を「三、一五〇円」に、「四、五五〇円」を「四、七五〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「一二、四〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表証明書の交付の項中「八三〇円」を「八八〇円」に改める。